

【対象地域追加】

2025 年 9 月 4 日にお知らせいたしました、「令和 7 年 9 月 2 日からの大雨により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置」につきまして、災害救助法の適用地域に「能代市」が追加となりましたので、お知らせいたします。

【更新箇所】

■災害救助法の対象地域に「能代市」が追加されたことを反映。（更新箇所は太字下線）

【東北電力情報】



(2025 年 9 月 25 日更新)

2025 年 9 月 4 日

令和 7 年 9 月 2 日からの大雨により 被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

令和 7 年 9 月 2 日からの大雨（以下、「本災害」）により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、本災害により、災害救助法が適用された秋田県の 2 市 1 町 1 村において、被害に遭われたお客さまからお申し出^{※1}があった場合には、下記の特別措置を適用いたします。

なお、今後、本災害による災害救助法の適用市町村が追加された場合には、同様に特別措置を適用いたします。

記

1. 電気料金の支払期日^{※2}の延長

被災されたお客さまの 2025 年 8 月（支払期日が災害救助法適用日^{※3}以降となるものに限り）、9 月、10 月および 11 月分の電気料金の支払期日をそれぞれ 1 カ月間延長いたします。

2. 不使用となった期間の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、災害発生日から 6 カ月間に限り、電気料金（不使用料金^{※4}）は申し受けません。

3. 工事費負担金等^{※5}の免除

次のいずれかに該当する場合、工事費負担金等を申し受けません。

- (1) 被災時から全く電気を使用されずに契約を廃止され、2026 年 3 月末までに新たな契約のお申し込みを行われた場合（被災前の契約容量等を超えない場合に限り）
- (2) 再建等のため、新たに当該需要場所にて 2026 年 3 月末までに臨時電灯または臨時電力のお申し込みを行われた場合
- (3) 再建等のため、2026 年 3 月末までに引込線、計量器等の取付位置の変更のお申し込みを行われた場合

4. 被災により使用不能となった電気設備の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2026 年 3 月末日まで申し受けません。

※1 本災害にかかる災害救助法の公示日が属する月から 6 カ月後の月の末日までのお申し出といたします。また、災害が発生した日から 1 年以内で、激甚災害に指定された場合は、激甚災害に指定された日から 6 カ月後の月の末日までのお申し出も受付いたします。（激甚災害に指定された日は、内閣府のホームページでご確認ください）

なお、お客さまから特別措置適用のお申し出を受けた場合、原則として、り災証明書等を提出していただきます。

※2 支払期日は、検針日の翌日から 30 日目をいいます。

※3 災害救助法適用市町村（9 月 24 日時点：2 市 1 町 1 村）

【適用日：9 月 2 日】

秋田県（2 市 1 町 1 村）

北秋田郡上小阿仁村、南秋田郡五城目町、仙北市、能代市

※4 不使用料金は、基本料金の半額となります。

※5 工事費負担金等とは、お客さまからのお申し込みにより、お客さまへ電気を供給するために必要な設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、お客さまにご負担いただくもので、工事費負担金、臨時工事費および諸工料が含まれます。

■被災されたお客さまからのお問い合わせ

電気料金等の特別措置に関する詳細につきましては、当社カスタマーセンターへお問い合わせください。

《お問い合わせ窓口》 カスタマーセンター TEL 0120-066-774

【受付時間】 平日：午前 9 時から午後 5 時まで [祝日・土曜・日曜を除く]

以 上